

(参考)2 傷病等級表

| 傷病等級 | 障　　害　　の　　状　　態 |
|------|---|
| 第1級 | <p>1 両眼が失明しているもの</p> <p>2 ^{そしやく}咀嚼及び言語の機能を廃しているもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</p> <p>5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>6 両上肢の用を全廃しているもの</p> <p>7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>8 両下肢の用を全廃しているもの</p> <p>9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</p> |
| 第2級 | <p>1 両眼の視力が 0.02 以下になっているもの</p> <p>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの</p> <p>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの</p> <p>4 両上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>5 両下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</p> |
| 第3級 | <p>1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になっているもの</p> <p>2 ^{そしやく}咀嚼又は言語の機能を廃しているもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>5 両手の手指の全部を失ったもの</p> <p>6 第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの</p> <p>その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</p> |